

検討の進め方（案）

1．木くずの種類別の検討

規制改革・民間開放推進会議答申では、排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて見直すことが適当とされている。排出実態等については木くずの種類によって大きく異なっているため、 廃木製パレット、 剪定枝・伐採木、 流木、 木製製品（オフィス家具、木箱など）、 その他の木くず、に分けて検討を行う。

2．区分見直しの考え方

区分の見直しを行うに当たっては、平成14年11月22日の中央環境審議会答申「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」において、「廃棄物の性状、排出量、処理困難性等の問題から、市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分ける」とする考え方が示されている。この考え方を参照しつつ、排出実態（多量性）や排出事業者等の意見、市町村における取り扱いを踏まえ、木くずの区分の見直しについて検討をすすめる。

3．区分見直しに当たって検討すべき事項

2．の考え方に基づき区分の見直しを行うに当たっては、上記の木くずの種類別に、具体的に下記のような項目について検討を行う。

- (1) 排出量（多量排出性）
- (2) 性状（大きさ、家庭からの排出の有無、など）
- (3) 市町村処理での取り扱い（受け入れ条件など）
- (4) 区分を変更した場合の処理体制確保の可能性
- (5) 排出事業者等の意見
- (6) その他（必要に応じ留意すべき事項）

4．その他

3．に基づく検討を行うに当たって、必要な場合には、排出事業者や処理業者、市町村からのヒアリングを行う。

(参考) 今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)(抄)
平成14年11月22日 中央環境審議会

3 制度見直しの主な論点

(3) 役割分担の適正化と、それによる排出抑制等の推進

ア 処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方

見直しの方向性

処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方としては、排出事業者責任を徹底し排出抑制の促進を図る観点から、事業活動に伴って排出される廃棄物は排出事業者の責任の下で処理すべきもの(事業系廃棄物)に区分し、日常生活に伴って排出される廃棄物は市町村の責任の下で処理すべきもの(生活系廃棄物)に区分することが、方向性としては考えられる。

しかしながら、排出事業者責任の下で処理されている産業廃棄物については、処理施設の不足、不法投棄の多発等の状況が見られること、また、排出事業者責任の徹底を軸とした産業廃棄物分野の構造改革を進めているところであるが、それがまだ緒についたばかりであること、さらには、そのような厳格な排出事業者責任について、現在事業系一般廃棄物として整理されている廃棄物の排出事業者全てが負担しきれるかという問題がある。

一方、一般廃棄物については市町村や民間業者により適正に処理されている状況や、事業系一般廃棄物が日常生活に伴って排出される通常の一般廃棄物と同様の性状を有する場合もあることなどにかんがみれば、ダムの流木、道路管理に伴い生じる剪定枝、廃火薬など、その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、それ以外の事業系一般廃棄物については、当面、市町村の処理責任の下、排出抑制の推進の観点から、排出事業者としての責務にかんがみ適正な費用負担を求めるとともに、一定以上の量を排出する事業者に対する減量計画の策定に係る制度の強化等により、排出事業者の責任を強化することも考えられる。

また、同一性状の廃棄物で排出源の違いにより別の区分となるようなものについては、性状が同一である事実が処理責任を同一にするわけではないことから、処理責任に着目した区分は維持しつつ、効率的な処理・リサイクルの推進の観点から、例えば処理施設の設置許可について制度の合理化を進めることが必要である。あわせて、市町村の枠を超えて広域的なリサイクルなどを推進すべきものについては、広域指定制度などの特例制度や拡大生産者責任の拡充・活用によりリサイクルなどを促進していくことも重要である。